

## 豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、物価高騰等の影響で資金繰りの厳しい中小企業に対して融資に係る償還金の一部を補助することで、借入負担の軽減及び、経営の安定と向上を図るため、予算の範囲内で交付する豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 経済環境適応資金（愛知県中小企業融資制度要綱（令和6年4月1日制定）第3第4号の資金）に係る融資制度について定める愛知県経済環境適応資金制度要領（令和6年4月1日制定）第2の表(1)サポート資金の部③経済対策特別の項の融資（以下「補助対象融資」という。）を受けた者
- (2) 補助対象融資を証書貸付の方法により分割して返済する者
- (3) 市内に主たる事業所（法人にあっては「本店所在地」とする。）がある者
- (4) 市税等の滞納がない者

### (補助額)

第3条 補助金の額は、補助対象融資の額（補助対象融資を複数の金融機関が協調して行うときは、当該融資の合計額とし、2,000万円を限度とする。）に1パーセントを乗じて得た額に相当する額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- 2 既存債務の回収を伴う補助対象融資を受けたものに係る補助金の額は、当該融資の額から当該既存債務を回収した額（以下「回収金額」という。）を減じて得た額（2,000万円を限度とする。）に1パーセントを乗じて得た額に相当する額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、金融機関からの融資実行日から

起算して30日以内に、豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 愛知県信用保証協会が発行する信用保証書（写）
- (2) 前条第2項の規定により補助金の額を算出した場合は、回収金額の計算明細書（写）
- (3) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（完納証明書等）

2 前条第1項の規定により補助対象融資を複数の金融機関が協調して行うときの補助金の申請は、併せて行わなければならない。

3 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、第1項の申請をもってこれに代えるものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

3 規則第14条に規定する補助金の額の確定及びその通知は、第1項の補助金の交付の決定及びその通知をもってこれに代えるものとする。

（交付の請求）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに補助金の振込先を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、補助金が

既に交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 愛知県中小企業融資制度要綱第14第2項の規定により補助対象融資の適用を取り消されたとき。
- (2) 当該補助金の交付を決定した日の翌日から起算して1年以内に、交付決定者が補助対象融資の返済期日以前に当該融資を完済（代理弁済等に伴う完済を除く。）したとき。ただし、新たな補助対象融資を受けて当該融資を借り換える場合については、この限りでない。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (4) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（適用除外）

第9条 前条第1項の規定による補助金の全部又は一部を返還していない者は、新たに補助対象融資を利用した場合であっても、補助金の交付の対象としない。

2 交付決定者が同一会計年度内に新たな補助対象融資を受けた場合は、その新たな補助対象融資については補助金の交付の対象としない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。